

利用料

利用料の合計 月(30日) 円 = 介護保険の負担額 A・B・C 円 + 自己負担額 D 円 + ④電気代 円

1日 円

(単位 円)

利用者負担の段階	日数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額 【1割負担】 A+D	30日	147,670	150,098	152,699	155,161	157,554
	1日	4,922	5,003	5,090	5,172	5,252

以下の段階 ◇世帯全員が市民税非課税(非課税世帯と思われる方は市役所介護保険担当部署にお問合わせ下さい。)

第1段階 A+D 生活保護受給者	30日	64,270	66,698	69,299	71,761	74,154
	1日	2,142	2,223	2,310	2,392	2,472
第2段階 A+D 収入等80万円以下	30日	66,970	69,398	71,999	74,461	76,854
	1日	2,232	2,313	2,400	2,482	2,562
第3段階(1) A+D 収入等80~120万円	30日	89,470	91,898	94,499	96,961	99,354
	1日	2,982	3,063	3,150	3,232	3,312
第3段階(2) A+D 収入等120万円以上	30日	110,770	113,198	115,799	118,261	120,654
	1日	3,692	3,773	3,860	3,942	4,022

【2割負担】 B+D	30日	173,541	178,396	183,598	188,522	193,308
	1日	5,785	5,947	6,120	6,284	6,444

【3割負担】 C+D	30日	199,411	206,694	214,496	221,883	229,062
	1日	6,647	6,890	7,150	7,396	7,635

□含まれている費用 :○排泄用品代 ○衣類の洗濯代

□介護費用は小数点切上げ等により誤差が生じることがあります。

2 内訳 (1日あたり)

加算の内容及び加算の条件は裏面に記載。

A 【1割負担】 介護保険

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費(コ型施設)(単位)	670	740	815	886	955
日常生活継続支援加算Ⅱ (単位)	46	46	46	46	46
夜勤職員配置加算Ⅱ2(口) (単位)	18	18	18	18	18
看護体制加算 I口 (単位)	4	4	4	4	4
看護体制加算 II口 (単位)	8	8	8	8	8
介護職員処遇改善加算(I) (単位)	104	114	125	135	144
地域区分の上乗せ割合 1.4%(円)	12	13	14	15	16
【1割負担】 合計 A (円)	862	943	1,030	1,112	1,192

B 【2割負担】 介護保険

【2割負担】 合計 B (円)	1,725	1,887	2,060	2,224	2,384
-----------------	-------	-------	-------	-------	-------

C 【3割負担】 介護保険

【3割負担】 合計 C (円)	2,587	2,830	3,090	3,336	3,575
-----------------	-------	-------	-------	-------	-------

D 自己負担額 : 世帯及び本人の収入、所得等によります。(円)

項目	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	基準額
居住費	880	880	1,370	1,370	2,330
食事費	300	390	650	1,360	1,630
おやつ代	100	100	100	100	100
計(円) D	1,280	1,370	2,120	2,830	4,060

3. 加算料金

介護保険対象内の費用：ご利用内容及び要件により加算されます。

現在、施設サービスの対象となる加算項目です。

○ 全員が対象(毎月)

△ 該当者のみ対象

項 目	一日あたり	30日あたり	内容及び加算の条件
△ 初期加算	30単位	900単位	入居日または退院日から30日以内の期間が対象
○ 栄養マネジメント強化加算	11単位	330単位	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に従い栄養管理を行う
△ 療養食加算	18単位	540単位	医師の指示に基づく療養食を提供した場合(一食あたり 6単位)
△ 安全対策体制加算	20単位	—	担当者が安全対策の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合、「入居初日」に所定単位数を加算します
科学的介護推進体制加算(1)	40単位	—	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している
○ 科学的介護推進体制加算(2)	50単位	—	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している
認知症専門ケア加算(1)	3単位	90単位	日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が5割以上、認知症介護実践リーダー研修終了者を配置し専門的な認知症ケアを実施、認知症ケアに関する会議を定期開催
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位	120単位	日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50割以上、認知症介護実践リーダー研修終了者を配置し専門的な認知症ケアを実施、認知症ケアに関する会議を定期開催
口腔衛生管理加算(1)		90単位	入居者の口腔衛生等の管理を計画の作成を行う。歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生等の管理を行う。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110単位	加算(1)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している
○ 日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位	1380単位	重度の要介護状態や認知症の方を受入れ、介護福祉士を一定以上(手厚く)配置して、質の高いケア及び個人の尊厳を支援します。
○ 夜勤職員配置加算Ⅱ2(口)	18単位	540単位	ユニット型。夜間帯の職員配置が基準を上回り配置、介護が困難な方に対して質の高いケアを提供します。
夜勤職員配置加算Ⅳ2(口)	21単位	630単位	ユニット型。現行の要件に加えて、夜間帯を通じて客痰吸引等の実施できる介護職員等(特定行為業務の登録者)を配置。
○ 看護体制加算 I口	4単位	120単位	定員51人以上、常勤の看護師を1名以上配置する
○ 看護体制加算 II口	8単位	240単位	定員51人以上、常勤換算で看護職員数に1人加えた人数、看護職員による24時間連絡できる体制を確保している
△ 外泊時費用	246単位		入院または自宅等に2泊3日以上外泊された場合(月6日を限度)
△ 看取り加算 I	72単位		施設において看取り介護を行なった場合(死亡日45日前～31日前)
△ 看取り加算 I	144単位		施設において看取り介護を行なった場合(死亡日30日前～4日前)
△ 看取り加算 I	680単位		同上(死亡日の前々日、前日)
△ 看取り加算 I	1,280単位		同上(死亡日)
身体拘束未実施減算	10%		身体的拘束等のさらなる適正化を図るため、基準等の未実施の場合の1日単位で減額します。
褥瘡マネジメント加算		10単位	入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成等を行う 3月に1回を限度
排せつ支援加算		100単位	排せつに介護を要する原因について分析、支援計画の作成等を行う
再入所時栄養連携加算		400単位/回	入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食等、入院前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関の管理栄養士と連携した場合等
配置医師緊急時対応加算	650単位		医師の配置等の体制を整備し、早朝(6～8時)・夜間(18～22時)に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
配置医師緊急時対応加算	1,300単位		医師の配置等の体制を整備し、深夜(22時～6時)に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
○ 介護職員処遇改善加算 I	14.0%		介護費、各加算等を算定し加算率14%を乗じる
○ 地域区分ごとの上乗せ割合	1.4%		福井市(7級地)総単位数に1単位あたり10.14円を割り増し

※備考 「変更」の加算は対象となる要件のときに、お知らせ 及び 請求等の手続きをします。

その他加算は、加算の要件が整ったときにお知らせして請求等の手続きをします。